

10 道 路

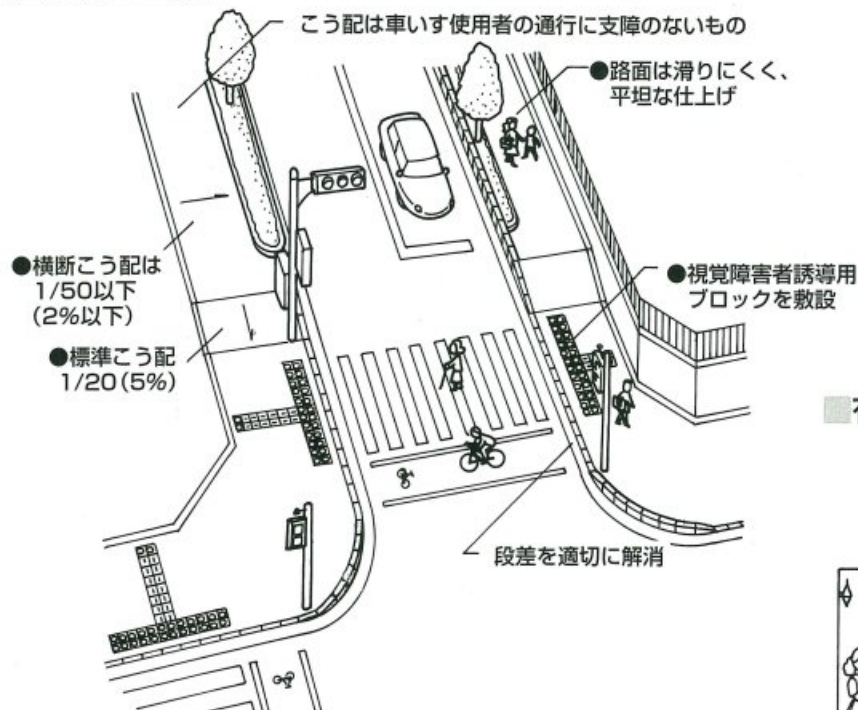
1 歩道 (規則別表2 2 道路の表1の項)

歩道等は移動の動線として連続しており、全ての人々が安全で快適に利用できるよう整備されている必要がある。特に移動制約者にも支障のない通行ができるように幅員の確保や路面整備、また、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックの敷設を図るなど配慮する。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
表面の仕上げ	歩道を設ける場合には、次の構造とする。 ア 表面は、粗面とし、又はぬれでも滑りにくい材料で仕上げる。		
幅員	イ 幅は200cm以上（歩行者の往來の多い歩道は、350cm以上）とすること。	・ 電柱、標識柱等は、歩道の幅員を狭めないよう整理統合に配慮するものとする。	幅200cmとは車いす同士がすれ違いに要する幅、350cmとは歩行者2人と車いす同士が、同時にすれ違える幅である。 歩行者や車いす使用者にとって横断こう配が大きいとまっすぐに進みにくく、大変不便である。
横断こう配	ウ 横断こう配は1/50（2%）以下とすること。		
平坦性の確保	エ ブロック舗装は、目地幅、深さ等に配慮し、できる限り平坦性を確保すること。		
排水溝、雨水ます	オ 歩道には、原則として排水溝及び雨水ますを設けないこととし、やむを得ず設ける場合には、つえの脱落又は車いすの脱輪を防止するために必要な措置を講ずること。	・ 横断歩道内にはできる限り雨水ますなどは設けないことが望ましい。	「落ち込まない構造」とは、穴の大きさが格子形の場合は、長さ10cm、幅1.0cm以下のピッチのものをいう。
すりつけこう配	カ 次の部分は車いす使用者が通行する際に支障とならないよう切り下げることとし、そのすりつけこう配は1/20（5%）を標準とすること。 ・ 歩道の巻込部 ・ 横断歩道に接する部分 ・ 横断歩道が中央分離帯を横切る部分		1/20（5%）のこう配とは、車いす昇降時のスリップと容易な通行を考慮したものである。
切り下げ部分の段差	キ 切り下げ部分の段差は2cmを標準とし、角をとること。		視覚障がい者がつま先で歩道と車道等の境界であることを知覚するには、段差が2cm程度必要である。また、車いす使用者が通過する際に段差が2cm以下で面取りを施せば、通行可能となる寸法である。
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	ク 次の部分で視覚障がい者の通行の安全を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 ・ 歩道の巻込部 ・ 横断歩道に接する部分 ・ 立体横断施設（横断歩道橋及び地下横断歩道をいう。）の昇降口等 ・ 地下歩道（地下横断歩道を除く。）の昇降口等 ケ 視覚障がい者の利用の多い施設から、最寄りの公共交通機関へ通ずる歩道には、必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		
その他		・ 車道と歩道とは、縁石、防護さく、車止め等により分離する。 ・ 車乗り入れ部の切り下げは、可能な限り路面が平坦になるよう努める。	

歩道、地下道の整備

交差点の整備例



歩行者に優しい信号機の例

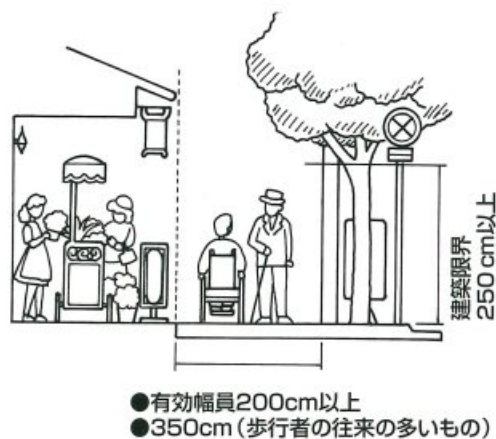
○音響式信号機

目の不自由な方に対して、「ビヨビヨ」「カッコー」の音により青信号であることを知らせ、横断を誘導する信号機です。

○弱者感応式信号機

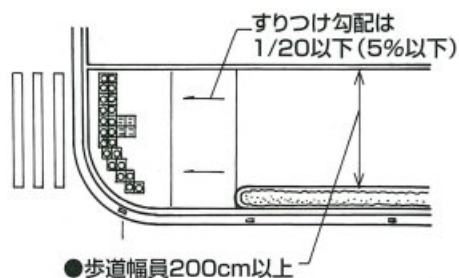
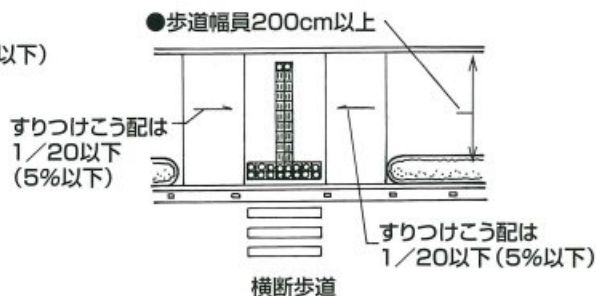
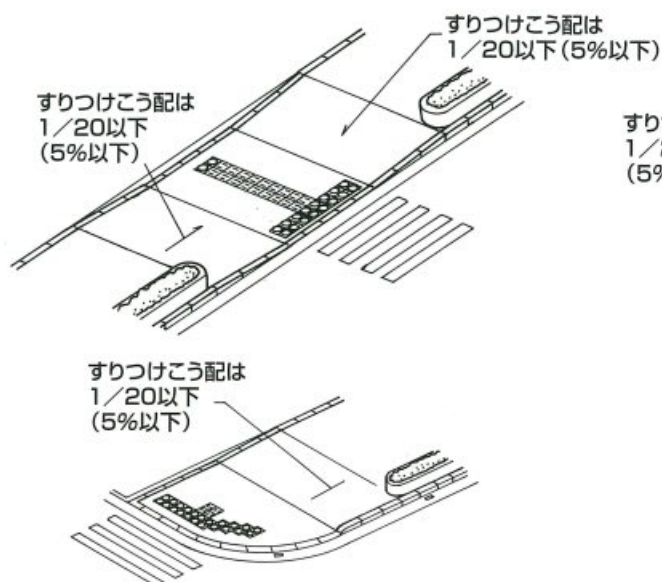
高齢者、足の不自由な方等がゆっくり歩いて横断出来るように、歩行者青信号の時間を通常より長く出来る信号機です。専用の白い押しボタンを押すか、目の不自由な方などが所持するペンダント型小型発信器のボタンを押すことにより青の時間が長くなります。

有効幅員のとり方の例



歩道及び横断歩道の形状

マウンドアップ方式のすりつけ例



2 立体横断施設（別表2 2 道路の表2の項）

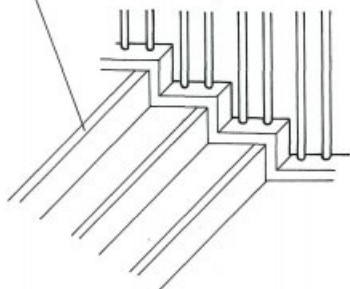
立体横断施設は安全を確保するための施設であり、障がい者、高齢者にとっては利用しにくい施設である。交通安全上やむを得ず設置することがあるが、その場合には、地下横断歩道及び横断歩道橋が高齢者等にも円滑に利用できるように配慮することが必要である。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
表面の仕上げ	立体横断施設を設ける場合には、次の構造とする。 ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げる こと。		
内部の明るさ	イ 地下横断歩道内は、十分な明るさを確保すること。		特に階段部の起終点及び踊り場については配慮する。
幅の確保	ウ 階段の幅は、内のを150cm以上（敷地の状況等によりやむを得ない場合は、120cm以上）とすること。		
手すり	エ 段がある部分には両側に手すりを設け、踊場には必要に応じて手すりを設けること。 オ 手すりは、端部が突出しない構造とし、必要に応じ、端部付近及び必要な箇所に誘導等のための点字表示を行うこと。	・ 手すりは、冬期間の利用に配慮した材種を使用する。	設置箇所に応じて手触り、耐久性の配慮が必要である。
段鼻の仕上げ	カ 階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差を大きくする等段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しをなくす等、つまずきにくい構造とすること。		
回り段の禁止	キ 階段には、回り段を設けないこと。		回り段とは、らせん階段や踊場に段差を設けるなどして踏幅が一つの踏面で違うものをいう。 回り段は、高齢者、視覚障がい者には利用しづらく危険である。
消融雪装置の設置	ク 次の部分には、必要に応じて消融雪装置を設けること。 ・ 横断歩道橋の平たん部分及び階段部分 ・ 地下横断歩道の出入口の階段部分（屋外に設けるものに限る。）	・ 必要に応じ、屋根を設ける。	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	ケ 視覚障がい者の安全な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		

立体横断施設の整備

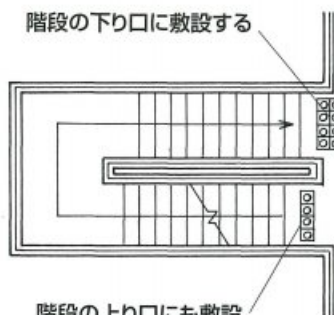
横断歩道橋の整備例

- 段を明度差の大きい色で識別しやすくする



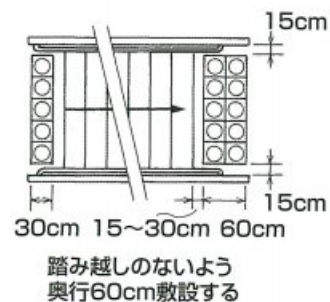
視覚障害者誘導用ブロックの敷設

階段の下り口に敷設する



階段の上り口にも敷設するのが望ましい

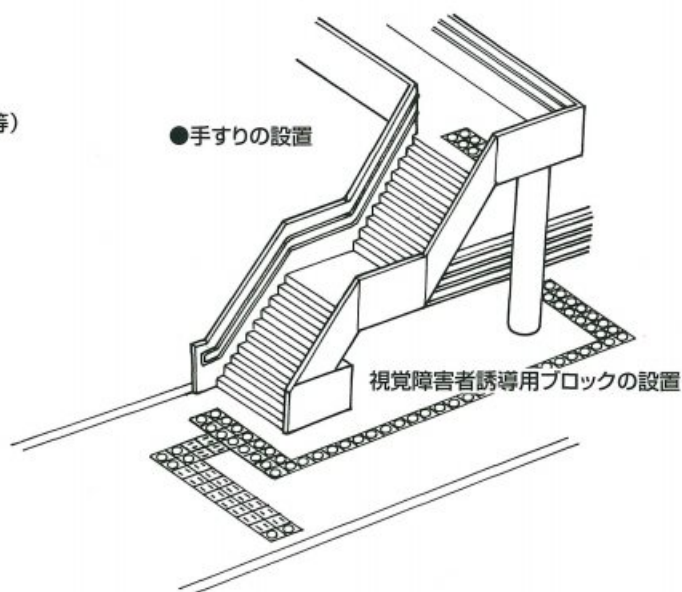
寸法例



横断歩道橋の整備例



●手すりの設置

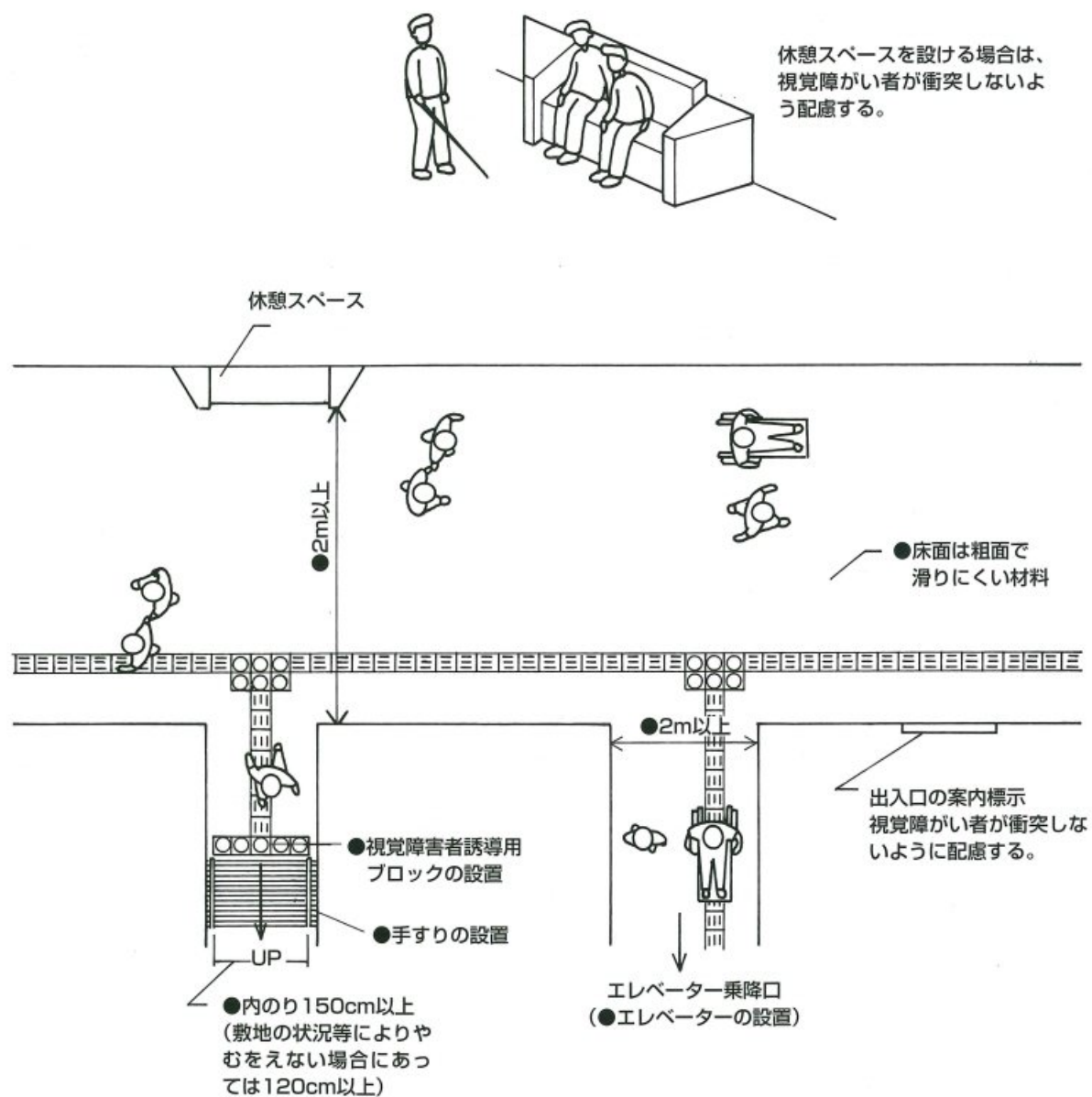


3 地下歩道（規則別表2 2 道路の表3の項）

地下歩道は動線として歩道と連動しており、全ての人が安全で快適に利用できるように、幅員の確保やエレベーターの設置等がなされる必要がある。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
表面の仕上げ 明るさの確保 幅の確保 高低差の処理	地下歩道を設ける場合には、次の構造とする。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 地下歩道内は、十分な明るさを確保すること。 ウ 通路部分の幅は、内のりを200cm以上とすること。 エ 階段又は段がある部分には、p86（「5 傾斜路」）(1)ア、イ、エ、カ、キ及び(2)に定める構造又はp88（「6 利用円滑化経路上のエレベーター」）①に定める構造のものを併設し、当該階段又は段がある部分は、次の構造とすること。 (ア) 直接地上へ通する階段の幅は、内のりを150cm以上（敷地の状況等によりやむを得ない場合にあっては、120cm以上）とすること。 (イ) p92（「7 階段」）ア、イ、エ、オ、ク、ケに定める構造とすること。 (ウ) 回り階段又は回り段を設けないこと。		幅200cmとは、車いす同士がすれ違いに要する幅である。
傾斜路の構造	オ 傾斜路（階段又は段がある部分に併設するものを除く。）を設ける場合には、p86（「5 傾斜路」）(1) ア、イ、エ、カ、キに定めるものとすること。		
エレベーターの設置	カ 直接地上へ通するエレベーター（「6 利用円滑化経路上のエレベーター」①に定めるもの）を1以上設けること。ただし、隣接する建築物内の直接地上へ通する出入口のある階に停止するエレベーター及び当該出入口を利用することができる場合は、この限りでない。		
消融雪装置の設置	キ 屋外に設ける出入口部分には、必要に応じて消融雪装置を設けること。		
エスカレーターの構造	ク エスカレーターを設ける場合には、p100（「10 エスカレーター」）に定めるものとすること。		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	ケ 視覚障がい者の安全な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		
その他		必要に応じ、歩行者の休憩用設備を適切な位置に設ける。	

■地下歩道の整備例



4 案内設備（歩行者用のものに限る。以下この項において同じ。）（規則別表2 2 道路の表4の項）

障がい者や高齢者が目的の場所に到達できるように、特性に応じた表示・誘導を適切に行う。案内標示等の設置にあたっては、車いす使用者や他の歩行者の通行の妨げにならないように高さ等に配慮する。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
案内標示板の構造と内容	案内設備を設ける場合には、p114（「17 案内設備」）の構造とする。		

5 視覚障害者誘導用ブロック（別表2 2 道路の表5の項）

視覚障がい者が容易に確認でき、安全かつ確実に到達できるように、連続して誘導を行う。

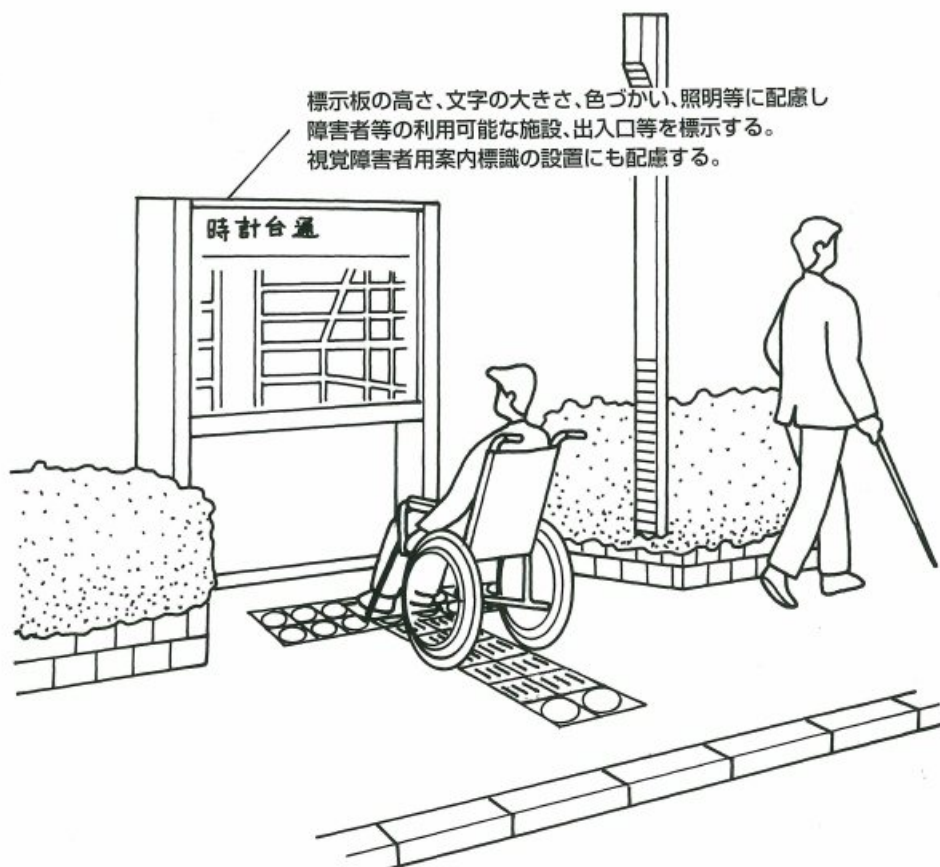
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
視覚障害者誘導用ブロックの構造	視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合には、p126（「23 視覚障害者誘導用ブロック」）に定める構造とする。		

見やすさに配慮した案内板の例



案内標示の例

総合案内板



11 公園

1 利用円滑化経路

公園内にある主要な施設まで、連続的に整備することが必要である。

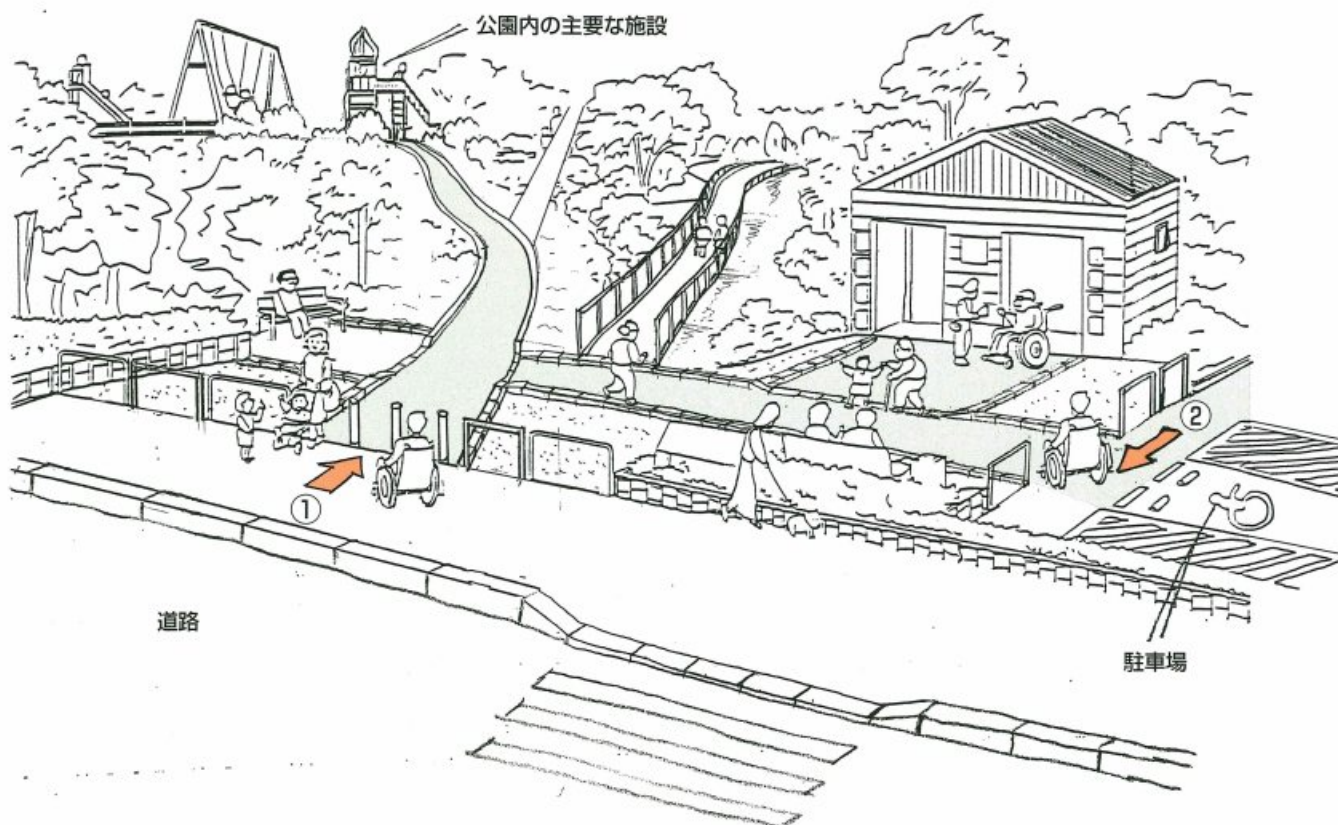
整備項目	整備基準		解 説
(1) 利用円滑化経路の定義 (規則別表2 3公園の表3の項第1号)	次に掲げるそれぞれの経路のうち1以上を利用円滑化経路とする。 ア 道から公園内の主要な施設へ通ずる経路 イ 駐車場を設ける場合は、駐車場（p142「路外駐車場」の基準に適合するものに限る。）から公園内の主要な施設へ通ずる経路		
整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
(2) 出入口の構造 (利用円滑化経路上のもの) (規則別表2 3公園の表3の項第2号イ)	利用円滑化経路を構成する出入口（道又は公園の駐車場へ直接通ずるものに限る。）の幅は、内りを140cm以上とすること。ただし、車止めさくを設ける場合は、さくの間隔（通行可能な部分に限る。）を90cm以上とすること。	- 幅180cm以上が望ましい。 - 車止めさくを設置する場合、その前後（道路の歩道等を含む。）に150cm角程度の水平部分を設ける。	140cmとは、車いすが方向転換できる寸法である。

■ 利用円滑化経路とは

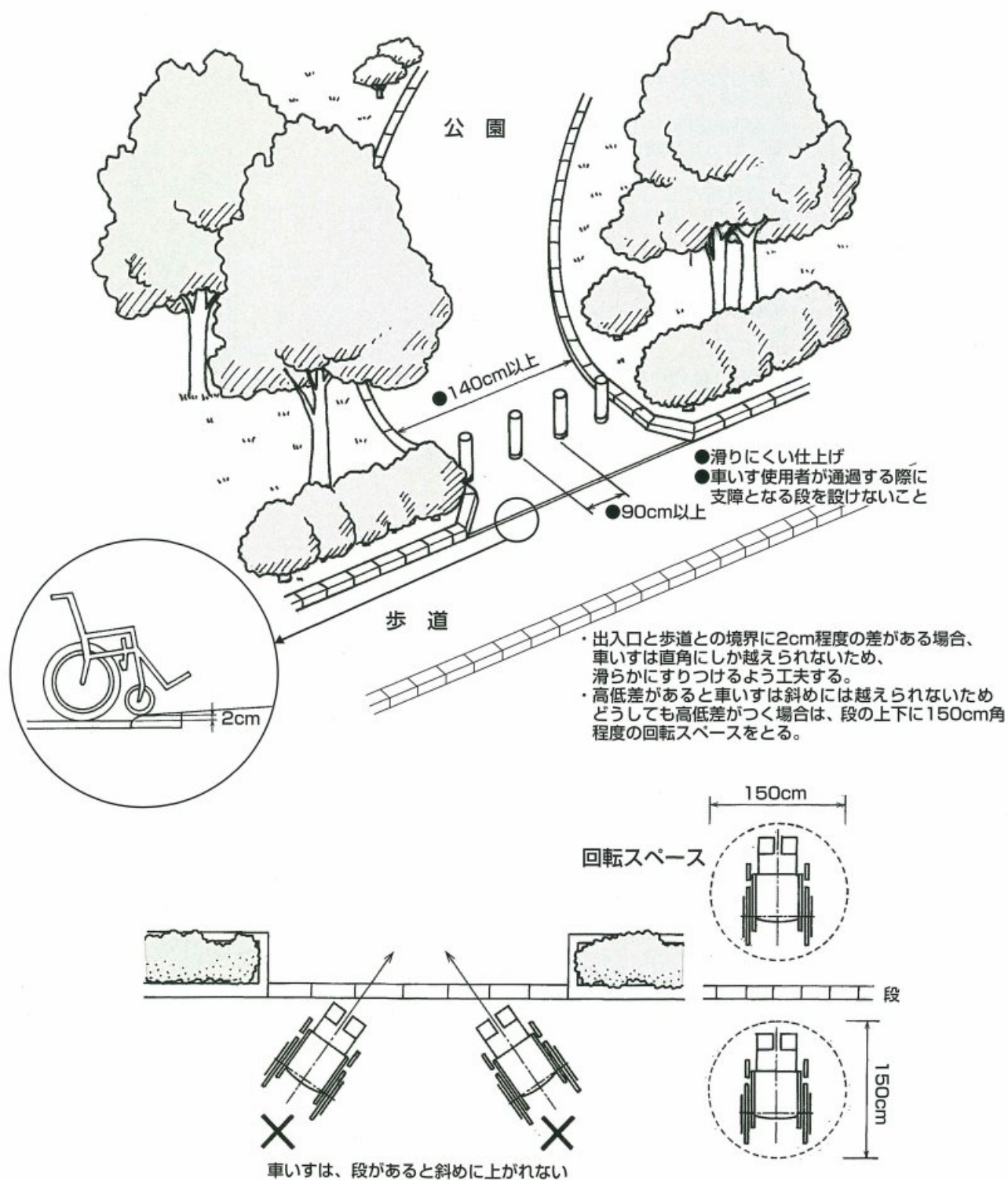
公園内の主要な施設までの経路

① ➡ : 道からの経路

② ➡ : 駐車場からの経路



出入口の整備例

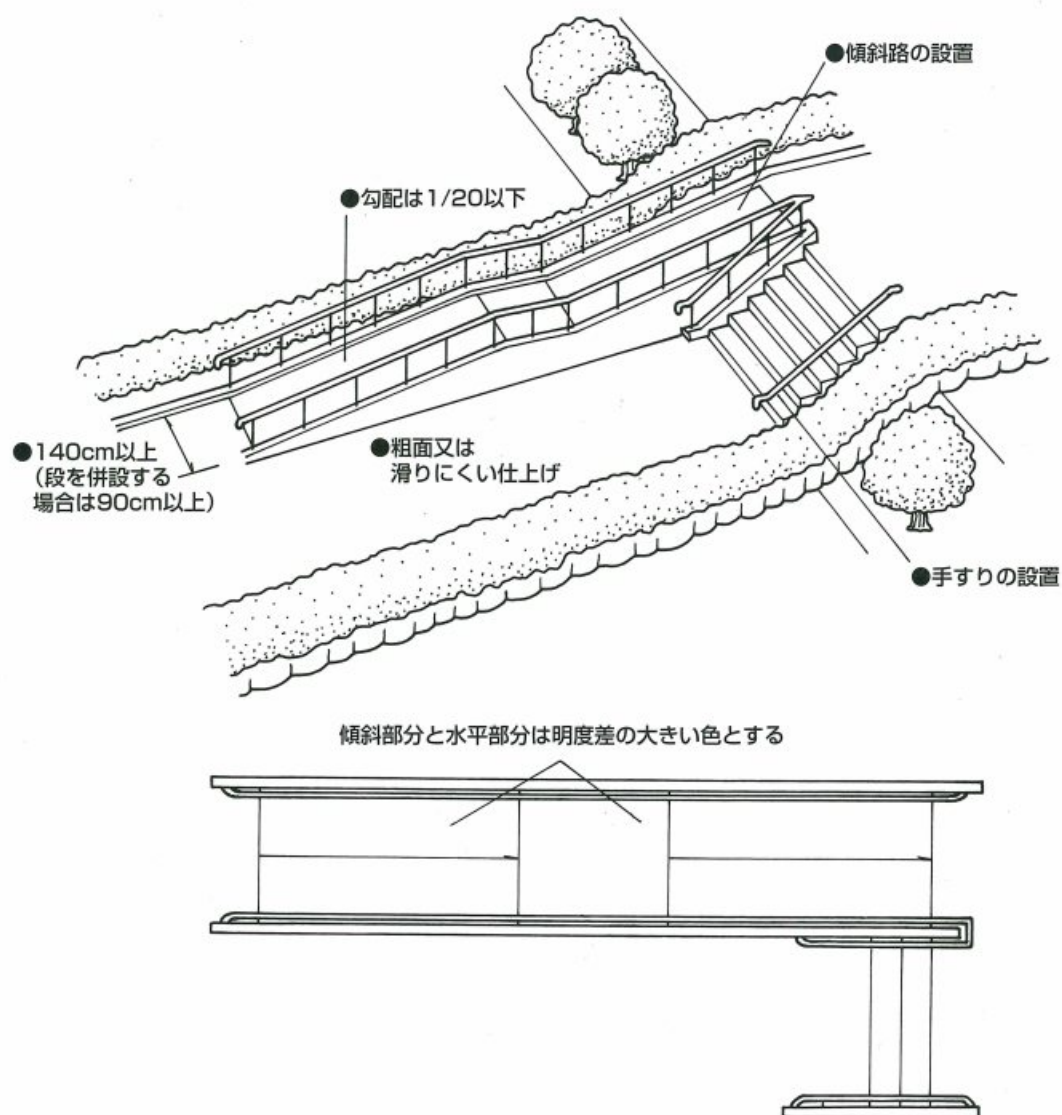


2 園 路

公園の園路は、障がい者、高齢者等すべての人が安全で快適に利用できるように必要な幅員の確保や段差の解消などの配慮を行う。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
(1) 園路の一般基準 (規則別表2 3 公園の表1) 段の構造 傾斜路の構造 視覚障害者誘導用ブ ロックの敷設	園路は次の構造とする。 ア 段を設ける場合には、次の構 造とすること。(ア) p78 (「2 敷地内の通路」)(1)イの構造とす ること。(イ) 回り段を設けない こと。 イ 傾斜路を設ける場合には、 p78 (「2 敷地内の通路」)(1) ウの構造とすること。 ウ 視覚障がい者の通行の安全を 確保する上で必要な箇所に、視 覚障害者誘導用ブロックを敷設 すること。		
(2) 利用円滑化経路 上の園路の構造 (規則別表2 3 公園の表3の項) 段差の解消 表面の仕上げ 幅	利用円滑化経路を構成する園路は (1)の他、次の構造とする。 ア 利用円滑化経路上には段を設 けないこと。ただし、傾斜路を 併設する場合を除く。 イ 表面は、粗面とし、又はぬれ ても滑りにくい材料で仕上げる こと。 ウ 幅は140cm以上とすること。		140cmとは、車いすが方 向転換できる寸法である。
(2) 利用円滑化経路 上の傾斜路の構 造 (規則別表2 3 公園の表3の 項第2号ウ (ウ)) 傾斜路の幅 その他	エ 利用円滑化経路を構成する傾 斜路は、(1)のほか次の構造とす る。 (ア) 幅は、段に代わるものは 140cm以上、段を併設する ものは90cm以上とすること。 (イ) p78 (「2 敷地内の通路」) (2)-1イ (ウ) b、cに定め るものとする。		
排水溝	ウ 排水溝を設ける場合には、つ えの脱落、車いすの脱輪等を防 止する構造の溝ぶたを設けるこ と。		やむを得ず排水溝を設ける 場合の規定であり、基本的 には通行動線上に設けないこ とが望ましい。

■園路に設けられる階段・傾斜路の整備例

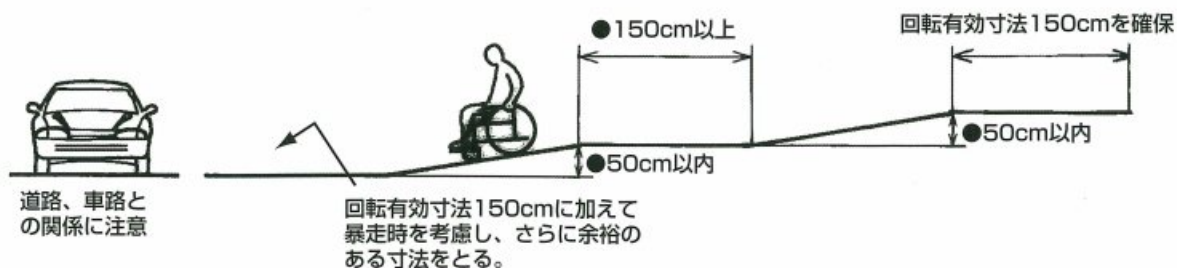


■スロープが長い場合の整備例

スロープが長い場合、踊場を設ける

- ・踊場は車いすが回転できる広さのあることが望ましい。
- ・上りきった水平部分に車いすの転回スペースをとる。
- ・下りきった水平部分には転回スペースはさらに広くとることが望ましい。

●高低差50cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける



3 駐車場（規則別表2 3 公園の表2の項）

駐車場は、車いす使用者が円滑に利用できるように「路外駐車場」の整備基準に準じた整備を行う。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
駐車場の構造	駐車場を設ける場合には、そのうち1以上は、p142「路外駐車場」に定める構造とする。		p142を参照。 整備基準の概要は次のとおり。 ●車いす使用者用駐車施設は、幅350cm以上、奥行き600cm以上とする。 ●駐車場入口に車いす使用者用駐車施設がある旨の表示、当該部分に車いす使用者用である旨の表示を行う。 ●駐車場入口から車いす使用者用駐車施設への誘導表示を行う。 ●車いす使用者用駐車施設から建物の出入口に至る通路は、円滑に通行できるよう配慮する。 ●車いす使用者が利用しやすい位置に設ける。

4 ベンチ及び野外卓（規則別表2 3 公園の表4の項）

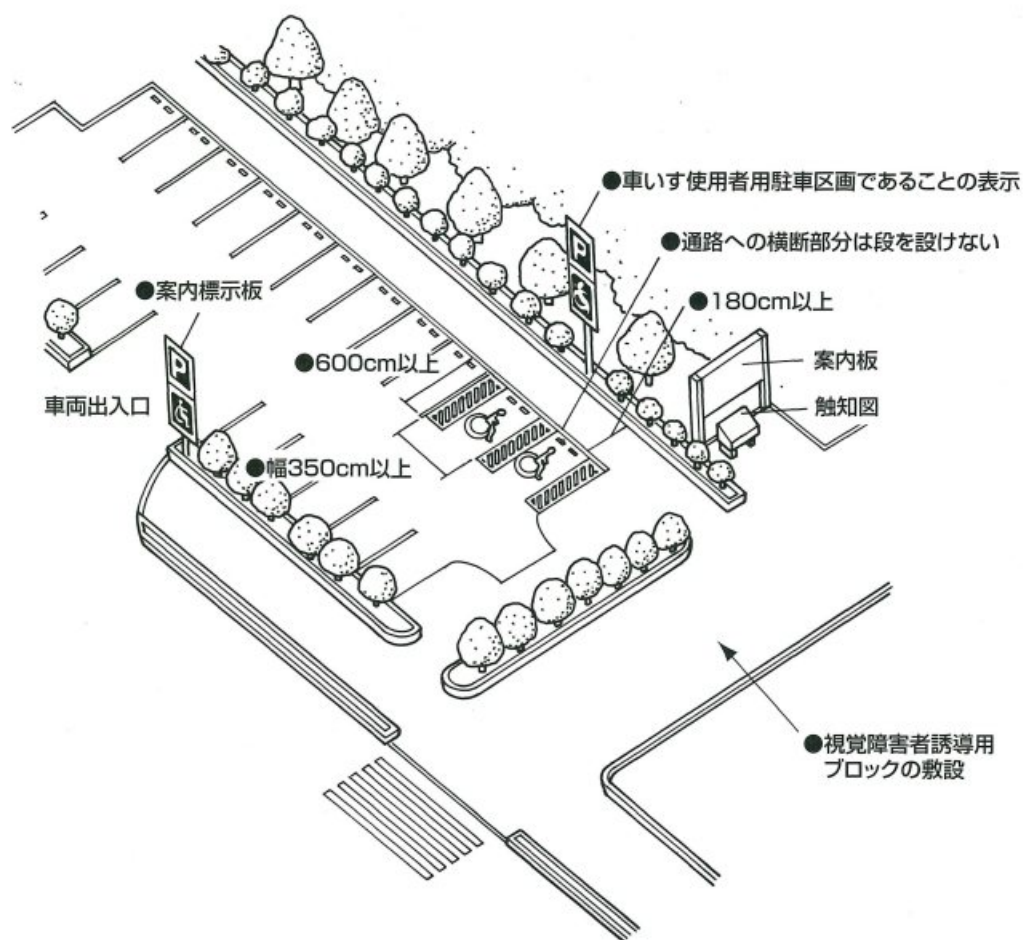
障がい者や高齢者等も楽しく公園を利用できるように、ベンチや野外卓等の施設は、円滑に利用できる構造とする。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
ベンチ及び野外卓の設置	必要に応じ、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる構造のベンチ及び野外卓を設けること。	- ベンチの座面の高さは40～45cm程度とする。 - ベンチの両端には、大きめの肘掛けを設ける。 - 野外卓を設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用できるよう、使用方向に150cm以上の水平部を設け、卓の下部に高さ60～65cm程度、奥行き45cm以上のスペースを設ける。 - 複数の車いす使用者が、同時に野外卓を使用する場合を考慮し、車いすが卓間を移動できるように、最低220cm以上離すことが望ましい。 - 水のみ場を設ける場合は、障がい者や高齢者等が円滑に利用できるよう周辺の表面は滑りにくい材料で仕上げる。 - 水飲み器周辺は、左右から接近できるようスペースを設け、飲み口は上向きとし、高さ70～80cmとする。 - 水飲み器の下部に60～65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設ける。	

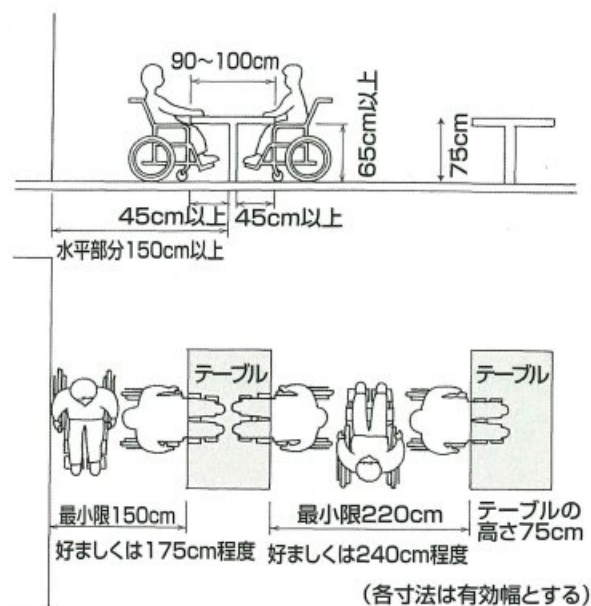
5 その他

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
	公園に1から5までに掲げる整備項目以外の部分を設ける場合においては、それぞれ当該部分に対応する1建築物の表に規定する整備基準を準用する。		

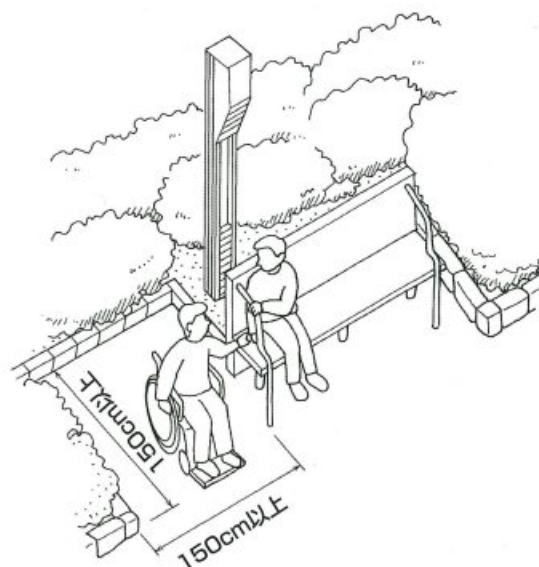
車いす用駐車施設の整備例



野外卓の寸法例



ベンチ廻りの整備例



12 路外駐車場

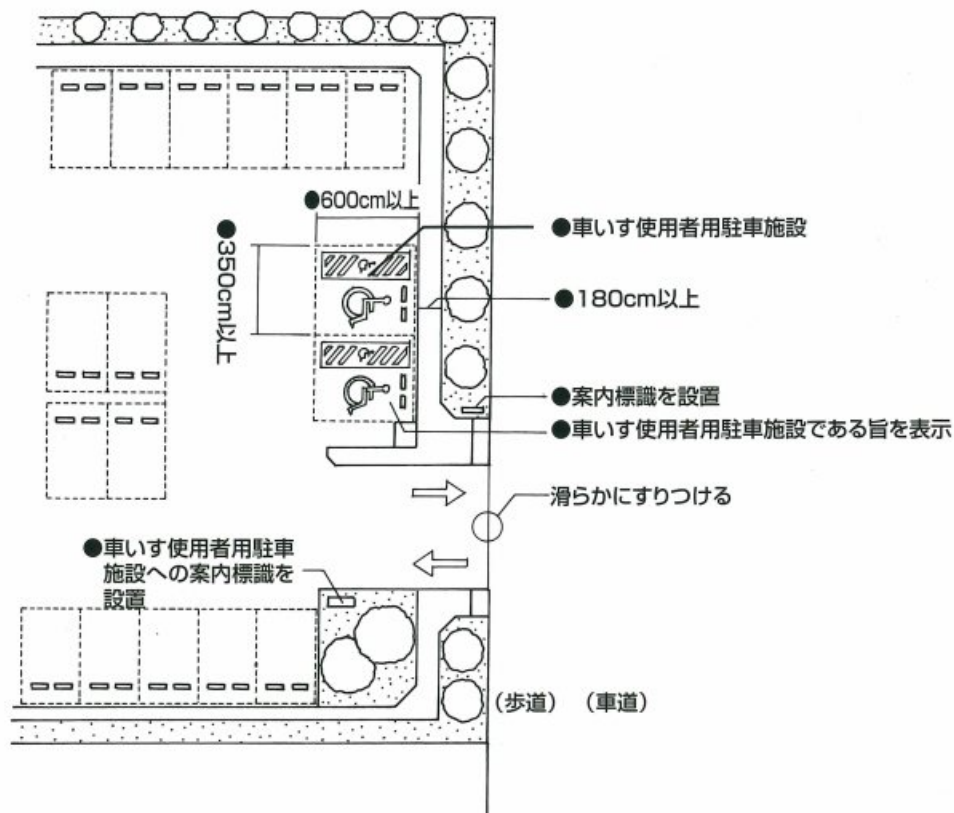
路外駐車場（規則別表2 4 路外駐車場の表）

車いす使用者の移動には、自動車が大きな役割を担っている。そのため、駐車場には、1以上の車いす使用者用駐車区画を確保し、車いす使用車用駐車区画から出入口までの通路は、車いす使用者に配慮した構造とする。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解 説
(1) 車いす使用者用駐車施設の設置	(1) 路外駐車場を設ける場合には、車いす使用者用駐車施設を1以上（駐車施設の総数が100を超える場合は、施設総数の1/100以上）設けること。	・ 全駐車施設数200台以下の場合 ⇒全駐車台数 ×1/50以上 ・ 全駐車施設数200台超過の場合 ⇒全駐車台数 ×1/100+2以上	
(2) 車いす使用者用駐車施設の構造	(2) (1)の車いす使用者用駐車施設は、次の構造とすること。 ア p98（「9 駐車場」）(2)ア、イに定めるものとする。 イ 歩行者用出入口（歩行者用出入口がない場合にあつては、車両用出入口）から車いす使用者用駐車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。		
(3) 誘導	(3) 道路から駐車場へ通ずる出入口付近には、次の内容を積雪等に配慮して見やすい方法により表示すること。 ・ 車いす使用者用駐車施設がある旨 ・ 出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路		
(4) 段差の解消	(4) (2)イの経路上には、段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合を除く。		
(5) 通路の構造	(5) 歩行者用通路は、p78（「2 敷地内の通路」）(1)及び(2)－1イ（ア）、（ウ）に定める構造とすること。	・ 場内には必要に応じ、屋根・ひさし又は消融雪装置を設ける。	

路外駐車場の整備

路外駐車場の整備例



車いす使用者用駐車施設の標識の例



駐車場の案内標識の例

